

県南広域振興局長告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和元年11月5日

県南広域振興局長 平野 直

- 1 路線名 花巻大曲線
- 2 供用開始の区間 和賀郡西和賀町沢内字川舟花巻越山1の1花巻越山国有林1080林班は小班地先内
- 3 供用開始の期日 令和元年11月5日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター
  - (2) 期間 令和元年11月5日から同年12月5日まで